

後期高齢者医療保険料が決まりました

後期高齢者医療制度の保険料率は、今後見込まれる医療費などの推計を基に2年ごと改定されます。

令和2・3年度の保険料率は、長野県後期高齢者医療広域連合議会2月定例会の議決を受け、右表のとおりとなりました。保険料率の改定は、後期高齢者医療制度の財政を安定的に運営するためのものです。

	改正後	改正前
均等割額	40,907円	40,907円
所得割率	8.43%	8.30%
賦課限度額	640,000円	620,000円

ご理解とご協力をお願いいたします。

▶保険料ひとくちメモ

保険料は、加入者全員が負担する「均等割」と、前年の所得に応じて負担する「所得割」の合計額です。

均等割額 40,907円	+	所得割額 (前年の総所得金額等 - 33万円) × 8.43%	=	一人当たりの保険料額 (限度額64万円*)
-----------------	---	------------------------------------	---	--------------------------

※ 保険料額の上限となる賦課限度額は、令和元年度は62万円でした。

〈保険料軽減特例措置の見直しについて〉

後期高齢者医療制度の持続性を高めるため、世代間・世代内の負担の公平を図り、負担能力に応じた負担を求める観点から、保険料軽減特例の段階的な見直しが令和元年度から実施されています。

◆低所得に係る均等割軽減特例の見直し

「世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額等を合計した額」により軽減が適用されます。

世帯内の被保険者と世帯主の 前年の総所得金額等を合計した額	令和元年度	令和2年度	令和3年度
33万円※以下の場合	8.5割軽減	7.75割軽減	7割軽減
うち、世帯内の被保険者全員が年金収入 80万円以下(その他各種所得なし)の場合	8割軽減	7割軽減	7割軽減

※町県民税の基礎控除額。平成30年度税制改正により、令和3年度から43万円となります。

■問い合わせ 下諏訪町 住民環境課 国保年金係 電話27-1111 (内線138)
長野県後期高齢者医療広域連合 電話026-229-5320

環境の日一斉清掃のお知らせ

【日 時】令和2年5月24日(日)
午前7時集合 ※小雨決行、順延無し
【持ち物】ゴム手袋、長靴等
【清掃範囲】

●国道142号

担当区	担当区域	集合場所
1区	慈雲寺～注連掛	慈雲寺
9区	注連掛～落合発電所	注連掛

●県道八島高原線

担当区	担当区域	集合場所
6区	所沢団地入口～大平	旧JRバス 転回広場

●諏訪湖岸・河川

担当区	担当区域	集合場所
7区	砥川(浮島～国道20号)	浮島
	十四瀬川(扇橋～国道20号)	扇橋
8区	砥川(国道20号～JR線路)	社東町 公民館
	十四瀬川(国道20号～JR線路)	
3区	古川(駅南側～河口)	赤砂崎 公園P
	砥川(JR線路～河口)	
	十四瀬川(JR線路～河口)	
	諏訪湖岸 (赤砂崎公園P～岡谷市境)	
2区	諏訪湖岸 (赤砂崎公園P～一ツ浜公園)	赤砂崎 公園P
4区	諏訪湖岸 (博物館P～みずべ公園)	博物館P
5区	諏訪湖岸 (博物館P～諏訪市境)	
10区	承知川(町道田中線～河口)	承知川 河口



皆さん、ぜひご参加ください。
◆中止の場合は午前6時15分に
防災行政無線、町メール配信に
てお知らせします。

■問い合わせ 下諏訪町 住民環境課 生活環境係 電話27-1111 (内線141)